

守谷市成年後見制度利用促進基本計画 (令和3年度～令和8年度) 令和3年度取組計画

評価シートにおける方針カテゴリ

- ・ 継続
- ・ 新規
- ・ 強化

守谷市成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度）取組計画

目指す市の姿

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくとも、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていけるように、人間としての尊厳が十分に保持され、自分の意思が尊重され、一人ひとりの笑顔と幸せと最善の利益のために、成年後見制度を含めた権利擁護のための必要な支援体制の構築を推進します。

基本目標	取組	概要	令和3年度取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本目標 1 成年後見制度の周知と相談機能の強化						
1	成年後見制度の普及・啓発	市民に対しては広報紙や講座、講演会、相談会等を通し、関係機関等にはポスターやチラシ等配布・掲示及び講座等開催を通し、制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。	① 市民向けパンフレット作製・配布（配布場所：居宅介護支援事業所、医療機関、金融機関等） ② 出前講座の開催（障がい児父母の会等） ③ 成年後見制度について広報紙・市ホームページ掲載	障がい者サービス事業所や介護サービス事業所等従事者へ普及啓発を継続的に実施していく必要がある。また、多くの市民に成年後見制度を理解してもらう方法を検討する。	継続	健幸長寿課 社会福祉課
2	後見ニーズのある市民の早期把握・発見	高齢者では、守谷市北部・南部地域包括支援センターによる総合相談支援業務や包括的継続的ケアマネジメント支援業務の中から対象者を発見するほか、介護予防事業や民生委員情報等からも把握します。障がい者では、障がい福祉に関わる事業所等での一般相談等から把握します。高齢者及び障がい者虐待（疑い含む）事案では虐待対応機関と連携し把握します。 社会福祉協議会及び消費生活センター等の市内権利擁護に係る関係機関とは定期的に連絡会を開催し、日常生活自立支援事業からの移行者や、消費生活センターからの消費者被害の情報を通して早期に把握します。	① 地域包括支援センター連絡会（毎月開催）を通じた事例等の情報共有 ② 地域ケア個別会議（地域包括支援センター、ケアマネジャー、その他関係者等）を通じた制度の導入の検討 ③ 市内権利擁護連絡会（社会福祉協議会、社会福祉課、地域包括支援センター、健幸長寿課等）の開催（年4回） →情報共有及び意見交換の場	社会福祉課、社会福祉協議会、健幸長寿課等の担当職員が、成年後見制度を理解し、後見ニーズのある市民を早期に把握し、支援につなげていく必要がある。	新規	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会
3	成年後見制度の相談機能強化	身近な相談窓口（仮称：一次相談窓口）として、市民やケアマネジャー、介護・障害サービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。更に、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関（仮称：二次相談窓口）の整備も検討します。	① 市内権利擁護連絡会の開催（情報共有及び意見交換の実施→各担当課の連携強化・相談ニーズの把握） ② ①の開催時事例検討の実施	成年後見制度の相談・支援を主に高齢担当部署（健幸長寿課）が担っている現状であるが、相談業務を担う関係機関職員が制度の理解を深めることで、相談機能の強化につながる。	強化	健幸長寿課 社会福祉課

基本 目標	取組	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本目標2 利用しやすく、利用者がメリットを実感できる制度の運用						
1	本人・親族への申立て支援の実施	相談機関において、本人や親族に対し申立て支援を行います。困難ケースや市長申立てとなるケースについては、市役所社会福祉士等専門職が協力し対応します。 本人に判断能力の低下があり、親族等もいない場合には、市長が家庭裁判所への申立てを適切に行います。	① 随時本人や親族に対し、申立て支援を実施 ② 相談対象者の状況等を踏まえ市長申立てが必要な場合は、健幸長寿課が主管となり、「成年後見審判申立審査会」を開催。審査会の結果により、家庭裁判所への申立てを適切に実施する。	申立て支援を高年齢担当部署（健幸長寿課）が主に実施している現状であり、相談機関において実施できる体制が必要である。	継続	健幸長寿課 社会福祉課
2	市長申立ての実施	地域包括支援センターや介護サービス事業所、障がい者の相談支援事業所等に対し、市長申立てニーズがあるケースについて市への相談を促します。また、困難事例に係る地域ケア個別会議等や高齢者及び障がい者虐待、消費者被害等のケースから、関係機関と連携し対象者を把握します。	相談対象者の状況等を踏まえ市長申立てが必要な場合は、健幸長寿課が主管となり、「成年後見審判申立審査会」を開催。審査会の結果により、家庭裁判所への申立てを適切に実施する。	社会福祉課、社会福祉協議会、健幸長寿課等の担当職員が、成年後見制度を理解し、後見ニーズのある市民を早期に把握し、支援につなげていく必要がある	強化	健幸長寿課 社会福祉課
3	低所得者等への助成支援の実施	低所得等で、制度利用における申立て経費や、後見人等報酬の支払いが困難な場合には、経費・報酬の助成を適切に行います。	後見人等報酬の支払いが困難な場合に、「守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、適切に経費や報酬の助成を行う。	成年被後見人の状況（後見人等の業務量の大小）により、後見人等への報酬額は家庭裁判所が決定するものである。市の社会福祉士等専門職が、後見人等の支援を実施していくことで、被後見人の状況を事前に把握し、報酬助成の適切な支援につながる。	継続	健幸長寿課 社会福祉課
4	身上保護の視点を重視した受任者調整の実施	本人の生活状況等を勘案し、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会において定期的に協議を行い、家庭裁判所と連携を図りながら、後見人等候補者を推進できる体制の整備を検討します。	権利擁護関係機関情報交換会を通じ関係者との連携強化を図る（年2回開催） 【権利擁護関係機関情報交換会参加者】 家庭裁判所龍ヶ崎支部、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等	権利擁護関係機関情報交換会の参加者から後見人等候補者につながりやすい。	強化	健幸長寿課 社会福祉課
5	意思表示が困難な方の意思決定支援の実施	判断能力の低下した人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すべく、意思表示が困難な人に対して、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会等を活用して、意思決定支援体制の構築を検討していきます。	市内権利擁護連絡会（社会福祉協議会、社会福祉課、地域包括支援センター等）の開催（年4回） →事例の情報共有及び意見交換の場	市内権利擁護連絡会の定着	新規	健幸長寿課 社会福祉課
6	後見人等の多様な人材育成	社会福祉協議会と連携を図り、後見人等の多様な人材育成を実施し、人材の確保に努めていきます。	① 市内権利擁護連絡会（社会福祉協議会、社会福祉課、地域包括支援センター、健幸長寿課等）の開催（年4回） ② 権利擁護関係機関情報交換会の開催（年2回） →法人後見、市民後見人について情報共有及び意見交換を実施	法人後見、市民後見人の必要性はあるものの人材育成を実施できる機関がない。	新規	健幸長寿課 社会福祉協議会

基本 目標	取組	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本目標3 地域連携ネットワークの構築						
	1 地域連携ネットワーク整備	既存のネットワークや障がい者の自立支援協議会等を含み、発展させながら、市内における権利擁護の関係機関によるネットワークを有機的に構築します。ネットワーク会議等の開催や、ネットワーク間での情報共有を図ります。	①市内権利擁護連絡会（社会福祉協議会、社会福祉課、地域包括支援センター、健幸長寿課等）の開催（年4回） ②権利擁護関係機関情報交換会の開催（年2回） →権利擁護の関係機関の情報共有及び意見交換の場	既存の協議会等の連携	継続	健幸長寿課 社会福祉課
	2 中核機関の設置	市の社会資源の状況や実績等を踏まえながら、中核機関の在り方について検討した上で、設置します。	他市町村の設置状況の情報収集	地域連携のネットワーク構築に向けた関係機関との情報共有・課題共有する場ができていない。	継続	健幸長寿課 社会福祉課
	3 協議会の設置	管轄の水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部、社会福祉協議会、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・市内後見受任者等の参加者で組織し設置することを検討します。年に複数回集まり、ネットワークや中核機関における課題等を話し合います。	①市内権利擁護連絡会（社会福祉協議会、社会福祉課、地域包括支援センター、健幸長寿課等）の開催（年4回） ②権利擁護関係機関情報交換会の開催（年2回） →権利擁護の関係機関の情報共有及び意見交換の場	地域連携のネットワーク構築に向けた関係機関との情報共有・課題共有する場ができていない。	新規	健幸長寿課 社会福祉課
	4 後見人等の支援	親族後見人や専門職後見人等に対し市役所社会福祉士等専門職が相談にのるなどの支援と、不正防止の観点から必要に応じ助言・指導を行います。	①随時後見人等に対し、市役所社会福祉士等専門職が相談支援を実施 ②低所得者に対し、必要に応じ後見人等報酬助成を行う。	地域連携のネットワーク構築に向けた関係機関との情報共有・課題共有する場ができていない。	継続	健幸長寿課 社会福祉課
	5 チーム形成支援	利用者を中心にして、後見人等を含めた支援者・関係機関のチーム形成を支援します。就任後の後見人等と利用者・支援者をつなぐチーム会議の開催の支援や、必要性和希望に応じ、市役所社会福祉士等専門職がそのチーム会議に参加し助言等を行います。	①市内権利擁護連絡会（社会福祉協議会、社会福祉課、地域包括支援センター、健幸長寿課等）の開催（年4回） ②権利擁護関係機関情報交換会の開催（年2回） →権利擁護の関係機関との事例における情報共有及び意見交換の場	後見人支援のためのチーム会議がない	新規	健幸長寿課 社会福祉課

基本 目標	取組	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本目標4 生涯を通じて自分らしい暮らしを実現できるまちづくり						
	1 任意後見制度の周知 拡大と利用促進	関係機関と連携し任意後見制度の講座を開催するほか、ポスター掲示・チラシ配布等行います。	①出前講座の開催 ②広報・市ホームページにて後見制度の周知 ③市民向けパンフレット作製・配布（配布場所：居宅介護支援事業所、医療機関、金融機関等）	障がい者サービス事業所や介護サービス事業所等従事者へ普及啓発を継続的に実施していく必要がある。また、多くの市民に成年後見制度を理解してもらう方法を検討する。	継続	健幸長寿課 社会福祉課
	2 エンディングノートの活用	守谷市版エンディングノートを配布します。 エンディングノートの講座等で、任意後見制度を含む成年後見制度を紹介します。	①エンディングノートの作成（5,900部）及び配布（市役所、各公民館等） ②出前講座等での配布	多くの市民にエンディングノートの活用を推進する。	継続	健幸長寿課 社会福祉課